平成２６年12月8日

２０１４年１１月６日付け大阪府公務公共職員労働組合大阪障害者職業能力開発校分会からの要求書に対し、下記のとおり回答します。

　　　　　　　　　　　　　記

第１のご要求について、貴分会との労使関係については、権利、労働条件等について、誠意を持って対応を行ってまいりたいと存じます。

第２のアのご要求について、時限手話通訳者のシフトについては、聴覚障がい者の訓練生が職業訓練を円滑に受講し、且つ効果的に技能習得出来ることを考慮して作成し、運用しているところです。時限手話通訳者の皆様とは、今後も不公平感が生じないよう、業務連絡等を密にしてシフトの運用を行ってまいりたいと存じます。またシフトの最終確認も校が責任を持って行ってまいりたいと存じます。

第２のイのご要求について、時限手話通訳者のシフトの振替については、聴覚障がい者の訓練生が職業訓練を円滑に受講し、且つ効果的に技能習得出来ること、訓練カリキュラム上振替の必要性等を勘案しながら、ご本人と協議して行ってまいりたいと存じます。

第２のウのご要求について、授業で手話通訳業務を行う者については、原則配置された持ち場を離れないよう指示、指導を徹底して行ってまいりたいと存じます。

第２のエのご要求について、時限手話通訳者のシフトについては、聴覚障がい者の訓練生が職業訓練を円滑に受講し、且つ効果的に技能習得出来ることを考慮して作成し、運用しているところです。一日短時間勤務シフトについては、その日の訓練カリキュラムや配置可能な時限手話通訳者の状況等から、止む無く避けることが出来ない場合もあることをご理解願いたいと存じます。

大阪障害者職業能力開発校

校長　松山　俊久